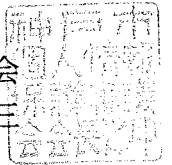




答 申 第 7 4 7 号
令和元年 6 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項及び第3項の規定に基づき、令和元年6月7日付け神経商第304号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 消費税率の引き上げに伴う低所得者や子育て世帯の負担増の影響緩和を目的としたプレミアム商品券発行事務の執行にあたり、対象者の正確な把握に必要となる個人情報を他の地方公共団体から収集することは、当該商品券の正確かつ迅速な発行に寄与するものであり、公益に資すると認められるので妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎：条例第7条第3項に該当する情報

◎【DV被害の避難者に関する情報】

住民票所在地

住所

氏名

生年月日

◎【児童福祉施設入所等児童等に関する情報】

措置等自治体情報

住民票所在地情報

氏名（漢字・カナ）

性別

生年月日

入所等年月日

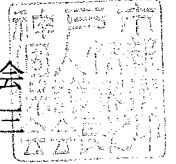
徴収金階層区分

答 申 第 7 4 8 号
令和元年 6 月 7 日



神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項4号の規定に基づき、令和元年6月7日付け神戸市住第525号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 消費税率の引き上げに伴う低所得者や子育て世帯の負担増の影響緩和を目的としたプレミアム商品券発行事務の執行にあたり、対象者を把握するために市民参画推進局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、当該商品券の正確かつ迅速な発行に寄与するものであり、公益に資すると認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

- ・ 個人番号
- ・ 世帯番号
- ・ 郵便番号
- ・ 住所 (漢字・コード)
- ・ 世帯主氏名 (漢字・カナ・アルファベット)
- ・ 世帯主通称名 (漢字・カナ)
- ・ 氏名 (漢字・カナ・アルファベット)
- ・ 通称名 (漢字・カナ)
- ・ 生年月日
- ・ 続柄
- ・ 在留資格
- ・ 在留期限
- ・ 前住所 (漢字・コード)
- ・ 住民年月日
- ・ 住民届出年月日
- ・ 住定年月日
- ・ 住定異動事由
- ・ 住定届出年月日
- ・ 転出予定年月日
- ・ 転出届出年月日
- ・ 転出実定年月日
- ・ 転出予定地・実定地 (漢字・コード)
- ・ 全部一部区分
- ・ 異動届出年月日
- ・ 異動年月日
- ・ 異動事由 (区間異動, 転居, 世帯主変更, 転出, 死亡, 職権消除, その他戸籍)
- ・ 異動消除事由
- ・ 消除日
- ・ 送付コード

【DV被害の支援者に関する情報】

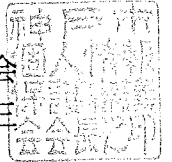
- ・ 住基個人番号
- ・ 保護開始日
- ・ 保護終了日

答 申 第 7 4 9 号
令 和 元 年 6 月 7 日



神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項4号の規定に基づき、令和元年6月7日付け神保生保第712号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 消費税率の引き上げに伴う低所得者や子育て世帯の負担増の影響緩和を目的としたプレミアム商品券発行事務の執行にあたり、対象者を把握するために保健福祉局生活福祉部保護課が保有する生活保護受給者情報を利用することは、当該商品券の正確かつ迅速な発行に寄与するものであり、公益に資すると認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【生活保護の被保護者に関する情報】

所管行政区

世帯番号

員番号

住基個人番号

氏名 (漢字・カナ)

生年月日

性別

住所

保護開始年月日

保護廃止年月日

保護停止年月日

保護停止解除年月日

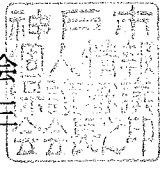


答 申 第 750 号
令和元年 6 月 7 日



神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項 4 号の規定に基づき、令和元年 6 月 7 日付け神ここ家第 964 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 消費税率の引き上げに伴う低所得者や子育て世帯の負担増の影響緩和を目的としたプレミアム商品券発行事務の執行にあたり、対象者を把握するためにこども家庭局こども育成部家庭支援課及びこども家庭センターが保有する児童福祉施設等措置台帳情報及び障害児施設台帳情報を利用することは、当該商品券の正確かつ迅速な発行に寄与するものであり、公益に資すると認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【児童福祉施設等措置台帳情報】

○子どもの情報

福祉施策受給者番号

氏名 (漢字・カナ・アルファベット)

通称名 (漢字・カナ)

性別

生年月日

住所

決定年月日

措置開始年月日

措置解除等年月日

入所施設の種類 (児童養護施設, 重症心身障害児施設等)

入所施設名

措置理由

○保護者の情報

福祉施策個人番号

氏名 (漢字・カナ)

通称名 (漢字・カナ)

生年月日

続柄

住所

居所

徴収金階層区分

【障害児施設台帳情報】

○子どもの情報

福祉施策受給者番号

氏名 (漢字・カナ・アルファベット)

通称名 (漢字・カナ)

性別

生年月日

住所

支給開始年月日

支給終了年月日

サービスの種類 (知的障害児施設, 重症心身障害児施設等)・区分

利用事業者

○保護者の情報

福祉施策個人番号

氏名（漢字・カナ）

通称名（漢字・カナ）

生年月日

続柄

住所

居所

徴収金階層区分



答 申 第 7 5 1 号
令 和 元 年 6 月 7 日



神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項4号の規定に基づき、令和元年6月7日付け神保障支第1312号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 消費税率の引き上げに伴う低所得者や子育て世帯の負担増の影響緩和を目的としたプレミアム商品券発行事務の執行にあたり、対象者を把握するために保健福祉局障害福祉部障害者支援課が保有する、虐待により施設等に入所措置が採られている障害者に関する情報を利用することは、当該商品券の正確かつ迅速な発行に寄与するものであり、公益に資すると認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【虐待により施設等に入所措置が採られている障害者に関する情報】

入所等施設情報

氏名 (漢字・カナ)

生年月日

性別

入所等年月日

退所等年月日

住所



答 申 第 7 5 2 号
令 和 元 年 6 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項4号の規定に基づき、令和元年5月29日付け神保高第509号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 消費税率の引き上げに伴う低所得者や子育て世帯の負担増の影響緩和を目的としたプレミアム商品券発行事務の執行にあたり、対象者を把握するために保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課が保有する、虐待により施設等に入所措置が採られている高齢者に関する情報を利用することは、当該商品券の正確かつ迅速な発行に寄与するものであり、公益に資すると認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【虐待により施設等に入所措置が採られている高齢者に関する情報】

入所等施設情報

氏名 (漢字・カナ)

生年月日

性別

入所等年月日

退所等年月日

住所

答 申 第 7 5 3 号
令 和 元 年 6 月 7 日



神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和元年 6 月 7 日付け神経商第 304 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 消費税率の引き上げに伴う低所得者や子育て世帯の負担増の影響緩和を目的としたプレミアム商品券発行事務の執行にあたり、新たにプレミアム付商品券発行管理システムを導入し、事業の実施に必要な個人情報を電子計算機処理することは、資格対象者状況の適正なデータ管理が可能となり、正確かつ迅速な当該商品券の発行事務の執行に寄与するものであり、公益に資すると認められるので妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎：条例第11条第2項に該当する情報

【住民基本台帳情報】

個人番号
世帯番号
郵便番号
住所(漢字・コード)
世帯主氏名(漢字・カナ・アルファベット)
世帯主通称名(漢字・カナ)
氏名(漢字・カナ・アルファベット)
通称名(漢字・カナ)
生年月日
続柄

◎在留資格

◎在留期限

前住所(漢字・コード)
住民年月日
住民届出年月日
住定異動年月日
住定異動事由コード
住定届出年月日
転出予定年月日
転出届出年月日
転確年月日
転出予定地・実定地(漢字・コード)
全部一部区分
異動届出年月日
異動年月日
異動事由(区間異動, 転居, 世帯主変更, 転出, 死亡, 職権消除, その他戸籍)
異動消除事由
消除日
送付コード

◎【DV被害の支援者に関する情報】

住基個人番号
保護開始日
保護終了日

◎【DV被害の避難者に関する情報】

住民票所在地
住所（漢字・コード）
氏名（漢字・コード）
生年月日

【市民税に関する情報】

住基個人番号
税世帯番号
年度（調定・賦課）
区コード
税整理番号
税宛名番号
税名寄先宛名番号
扶養義務者宛名番号
扶養区分
氏名（漢字・カナ）
通称名（漢字・カナ）
生年月日
住所（漢字・カナ）
扶養者数（控除対象扶養親族・年少扶養親族等の内訳）
所得金額（総所得・分離所得・繰越損失・所得控除等の内訳）
市民税（均等割）課税非課税の有無

◎【生活保護の被保護者に関する情報】

所管行政区
世帯番号
員番号
住基個人番号
氏名（漢字・カナ）
生年月日
性別
住所
保護開始年月日
保護廃止年月日
保護停止年月日
保護停止解除年月日

◎【児童福祉施設入所等児童等に関する情報】

○子どもの情報

措置等自治体情報

住基個人番号

氏名（漢字・カナ）

性別

生年月日

入所等年月日

退所等年月日

○保護者の情報

住基個人番号

氏名（漢字・カナ）

性別

生年月日

徴収金階層区分

◎【虐待により施設等に入所措置が採られている障害者に関する情報】

◎【虐待により施設等に入所措置が採られている高齢者に関する情報】

入所等施設情報

氏名（漢字・カナ）

性別

生年月日

入所等年月日

退所等年月日